（様式1-1　給与総額による比較、常時使用する従業員がいる場合）

 公益財団法人あきた企業活性化センター

　理事長　妹尾　明　様

賃金引上げ計画の誓約書

令和５年度中小企業等外国出願支援事業の申請に際し、以下すべてについて誓約いたします。

１．○年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は○年） において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすること

給与総額

前年度（又は前年）（※） ○○円

○年度（又は○年） ○○円

（※）会社全体の事業計画における決算期となります。「前年度」の数値が「見込み」の場合、記載いただく給与総額も「見込み」となります。

２．補助事業終了後に実施する報告時に、表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は確認書類を提出しない場合においては、実施要領の規定に基づき、公益財団法人あきた企業活性化センターから補助金の交付決定取消し及び補助金返還指示があった場合、この指示に従います。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、　年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は　年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率　　％以上とすることを従業員と合意したことを表明いたします。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

　上記の内容について、我々従業員は、令和　年　月　日に、　　　　　　　という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　従業員代表　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

　給与または経理担当者　氏名　　　　　　　　　　　印

（留意事項）

１．企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表１を本表明書と同時に公益財団法人あきた企業活性化センター（以下、当センター）へ提出してください。

２．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額と同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

３．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「(A)俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄の金額と同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

４．上記２．又は３．による確認において表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、交付要綱及び実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。表明書に記載した賃上げを実行できなかった場合は、理由書を作成し、当センターに報告、提出してください。

５．上記２．又は３．に記載する以外の書類等にて賃上げ実績について確認を希望する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）を提出していただければ、当該書類をもって上記書類に代えることも可能です。

６．すでに本表明書を当該年度中に経済産業省または他省庁へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

（様式1-2　平均受給額による比較、常時使用する従業員がいる場合）

公益財団法人あきた企業活性化センター

　理事長　妹尾　明　様

賃金引上げ計画の誓約書

令和５年度中小企業等外国出願支援事業の申請に際し、以下すべてについて誓約いたします。

1. 年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は　年） において、一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率　％以上とすること

前年度（又は前年）の給与総額（※） 円

前年度（又は前年）の従業員数（給与総額の算出基礎となる従業員数）

 　　　　　名

前年度（又は前年）の一人あたりの平均受給額 円

年度（又は　年）の給与総額 円

年度（又は　年）の従業員数（給与総額の算出基礎となる従業員数）

 　　　　　名

年度（又は　年）の一人あたりの平均受給額 円

（※）会社全体の事業計画における決算期となります。「前年度」の数値が「見込み」の場合、記載いただく給与総額も「見込み」となります。

２．補助事業終了後に実施する報告時に、表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は確認書類を提出しない場合においては、実施要領の規定に基づき、公益財団法人あきた企業活性化センターから補助金の交付決定取消し及び補助金返還指示があった場合、この指示に従います。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、　年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は　年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率　　％以上とすることを従業員と合意したことを表明いたします。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

　上記の内容について、我々従業員は、令和　年　月　日に、　　　　　　　という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　従業員代表　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　印

　給与または経理担当者　氏名　　　　　　　　　　　印

（留意事項）

１．企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表１を本表明書と同時に公益財団法人あきた企業活性化センター（以下、当センター）へ提出してください。

２．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額並びに「４期末従業員等の状況」の（１）の「計」の数値と、同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

３．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「(A)俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄の金額及び同表(A)の「人員」の数値と同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

４．上記２．又は３．による確認において表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、交付要綱及び実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。表明書に記載した賃上げを実行できなかった場合は、理由書を作成し、当センターに報告、提出してください。

５．上記２．又は３．に記載する以外の書類等にて賃上げ実績について確認を希望する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）を提出していただければ、当該書類をもって上記書類に代えることも可能です。

６．すでに本表明書を当該年度中に経済産業省または他省庁へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

（様式1-3　給与総額による比較、常時使用する従業員がいない場合）

 公益財団法人あきた企業活性化センター

　理事長　妹尾　明　様

賃金引上げ計画の誓約書

令和５年度中小企業等外国出願支援事業の申請に際し、以下すべてについて誓約いたします。

１．今後、従業員を雇用する場合は、　年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は　年） において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすること

給与総額

前年度（又は前年）（※） 　　円

年度（又は　年） 　円

（※）会社全体の事業計画における決算期となります。「前年度」の数値が「見込み」の場合、記載いただく給与総額も「見込み」となります。

２．補助事業終了後に実施する報告時に、表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は確認書類を提出しない場合においては、実施要領の規定に基づき、公益財団法人あきた企業活性化センターから補助金の交付決定取消し及び補助金返還指示があった場合、この指示に従います。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、　年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は　年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率　　％以上とすることを表明いたします。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

（留意事項）

１．企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表１を本表明書と同時に公益財団法人あきた企業活性化センター（以下、当センター）へ提出してください。

２．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額と同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

３．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「(A)俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄の金額と同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

４．上記２．又は３．による確認において表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、交付要綱及び実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。表明書に記載した賃上げを実行できなかった場合は、理由書を作成し、当センターに報告、提出してください。

５．上記２．又は３．に記載する以外の書類等にて賃上げ実績について確認を希望する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）を提出していただければ、当該書類をもって上記書類に代えることも可能です。

６．すでに本表明書を当該年度中に経済産業省または他省庁へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

（様式1-4　平均受給額による比較、常時使用する従業員がいない場合）

 公益財団法人あきた企業活性化センター

　事務局長　　　　　　　　　様

賃金引上げ計画の誓約書

令和５年度中小企業等外国出願支援事業の申請に際し、以下すべてについて誓約いたします。

１．今後、従業員を雇用する場合は、　年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は　年） において、一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率　％以上とすること

前年度（又は前年）の給与総額（※） 円

前年度（又は前年）の従業員数（給与総額の算出基礎となる従業員数）

 　　　　　名

前年度（又は前年）の一人あたりの平均受給額 円

年度（又は　年）の給与総額 円

年度（又は　年）の従業員数（給与総額の算出基礎となる従業員数）

 　　　　　名

年度（又は　年）の一人あたりの平均受給額 円

（※）会社全体の事業計画における決算期となります。「前年度」の数値が「見込み」の場合、記載いただく給与総額も「見込み」となります。

２．補助事業終了後に実施する報告時に、表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は確認書類を提出しない場合においては、実施要領の規定に基づき、公益財団法人あきた企業活性化センターから補助金の交付決定取消し及び補助金返還指示があった場合、この指示に従います。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、　年度（令和　年　月　日から令和　年　月　日までの当社事業年度）（又は　年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率　　％以上とすることを表明いたします。

令和　年　　月　　日

　会　社　名

　住　　　所

　代表者氏名

（留意事項）

１．企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表１を本表明書と同時に公益財団法人あきた企業活性化センター（以下、当センター）へ提出してください。

２．事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額並びに「４期末従業員等の状況」の（１）の「計」の数値と、同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

　　なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

３．暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「(A)俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄の金額及び同表(A)の「人員」の数値と同書類を、速やかに当センターに報告、提出してください。

４．上記２．又は３．による確認において表明書に記載した賃上げを特段の理由無く実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、交付要綱及び実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。表明書に記載した賃上げを実行できなかった場合は、理由書を作成し、当センターに報告、提出してください。

５．上記２．又は３．に記載する以外の書類等にて賃上げ実績について確認を希望する場合は、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等（第三者評価の事実を証明する書類等：（例）公認会計士等の事務所の署名がある書類）を提出していただければ、当該書類をもって上記書類に代えることも可能です。

６．すでに本表明書を当該年度中に経済産業省または他省庁へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。